

盛岡広域成年後見センター ニュースレター

第17号 令和6年6月28日発行



令和6年度スタートしました

当センターは、令和2年4月に盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町の5市町から委託を受け、業務を開始しました。令和5年度からは、岩手町からの委託も受け、6市町からの委託となりました。

今年度は、委託を受け5年目の節目の年となります。これまで同様、次の5つの業務を柱に一層、充実した内容となるよう6市町を始め関係機関の皆様と連携をとりながら取組んでいきたいと思っております。



● 広報・啓発業務

- ・出前講座：当センターのスタッフが地域に出向き、制度についてわかりやすく説明
- ・地域の住民の方々向けの講演会の開催：令和6年10月18日紫波町内で開催予定
- ・専門職向け研修会の開催：意思決定支援等をテーマに研修会を開催予定
- ・ニュースレターの発行：年4回

● 相談業務

- ・制度の内容や利用について、ご本人や家族、関係機関等からの相談に対応
- ・電話相談や来所相談に加え、自宅や施設等へ出向いての出前相談にも積極的に対応
- ※背景に複雑な課題を抱えるケースに対しては、市町や関係機関との連携、必要に応じて弁護士等に専門的な助言を仰ぐ等し、本人や家族の支援に努めます。
- ※相談の結果、申立を行う本人や家族に対しては、申立書類一式を交付します。
- センターでは、申立書類一式を常に備えています。

● 利用促進業務

- ・申立支援：親族や本人が申立を行う場合、申立書類の作成を全面的にサポート
家庭裁判所に申立書を提出後も審判がおりるまでは、引き続きサポート
- ・受任者調整検討会議：首長申立等の事案について、市民後見人を後見人候補者に推薦する場合、専門職の意見を求める場として受任者調整検討会議を開催
- ・市民後見人の養成：養成講座やフォローアップ研修、定期研修を開催
※基本の養成講座（50時間）は、7月11日からスタート
- ・市民後見人の活動支援：市民後見人が円滑に後見活動を展開できるよう、その活動を支援
※市民後見人情報交換会の開催（毎月）、チーム支援会議の開催（随時）、市民後見人用賠償責任保険加入への対応
- ・関係機関との連絡調整：よりよい制度利用に向けて関係機関との連携を図るため、専門職団体や6市町等との連絡会議を開催

● 後見人等支援業務

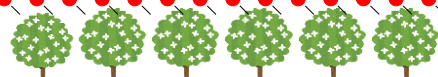
- ・親族後見人が就任時報告や定期報告を滞りなく行えるよう支援
- ・後見活動で生じた悩みや課題に対して関係機関と連携する等して対応

● 地域連携ネットワークの構築業務

- ・制度を利用する方々の視点に立ちながら法律職、医療、福祉、金融、行政等の多様な主体の連携による情報共有を行い、利用しやすい条件を整え、適切な後見事務の確保を目指す。
- ・盛岡広域地域連携ネットワーク連絡協議会の開催
- ・実務者ネットワーク会議の開催（高齢分野及び障がい分野を対象にそれぞれ開催）



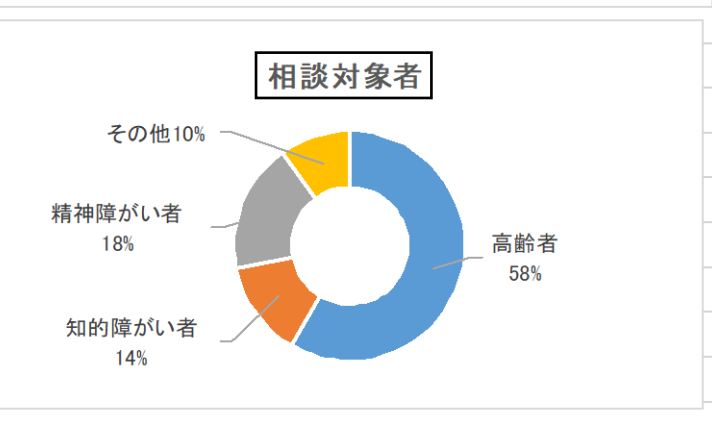
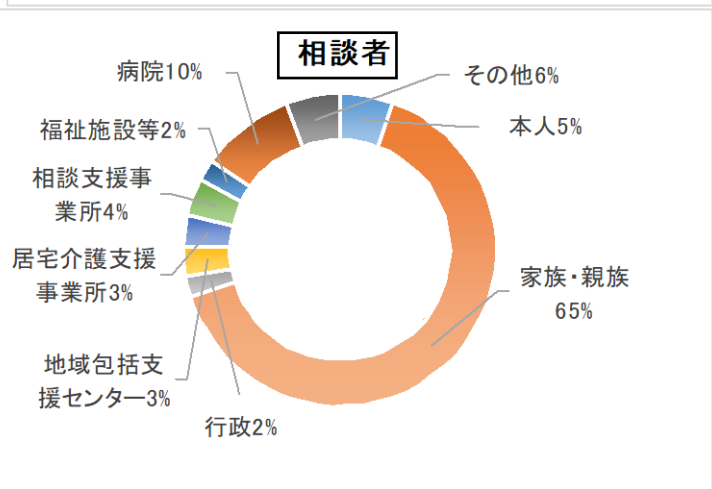
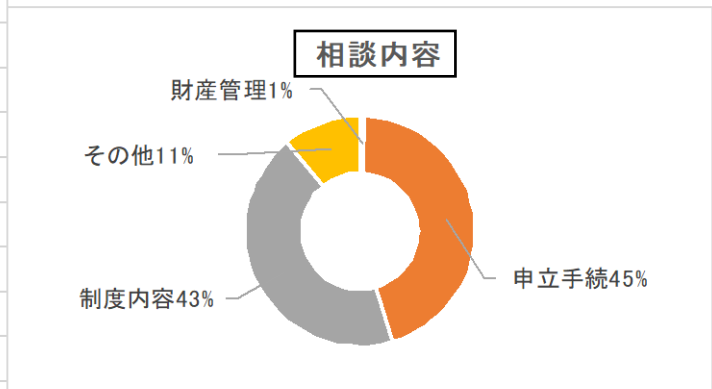
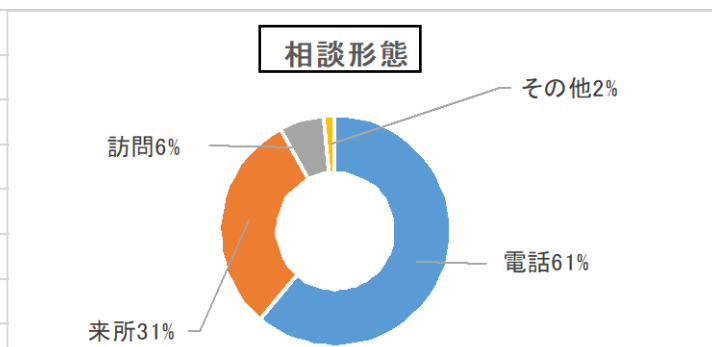
令和5年度の相談状況について



令和5年度の相談件数は、692件でした。前年度に比較し、71件の増加となりました。制度を必要とする方の「発見から相談、申立て等の事務」がスムーズにつながるよう、地域包括支援センターや居宅介護事業所、障害相談支援事業所等、様々な機関との連携に努めました。相談者が抱える課題は、制度利用だけでは解決しない場合もあり、市町を始め、関係機関との連携に留意しながら対応しました。

相談の結果、申立を行うこととなり、具体的に申立ての支援を行ったケースは、25件でした。

項目		合計	
相談件数 総計		692件	
相談形態	電話	424件	
	来所	214件	
	訪問	42件	
	その他	12件	
相談内容	財産管理	5件	
	申立手続	309件	
	制度内容	302件	
	その他	76件	
相談者	区分	本人	38件
		家族・親族	448件
		行政	14件
		地域包括支援センター	22件
		居宅介護支援事業所	22件
		相談支援事業所	26件
		福祉施設・事業所	16件
		病院	67件
		その他	39件
	住所	盛岡市	483件
		滝沢市	73件
		雫石町	15件
		岩手町	2件
		紫波町	14件
	矢巾町	29件	
	その他	76件	
相談者対象者の基本情報	区分	高齢者	404件
		知的障がい者	93件
		精神障がい者	126件
		その他	69件
	住所	盛岡市	473件
		滝沢市	70件
		雫石町	23件
		岩手町	8件
		紫波町	34件
		矢巾町	23件
	その他	61件	



市民後見人の活動状況について



○市民後見人の受任状況

市民後見人は、これまで40名が選任され、現在28名の方が活動中です。（R6年6月末現在）

年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	計(人)
受任(審判数)	2	7	4	3	17	7	40
活動中	0	3	2	3	13	7	28

※活動中28名のうち単独受任は2名、他は専門職との複数後見である。

※活動中28名のうち6名は、2回目の受任である。

【市民後見人情報交換会の様子】



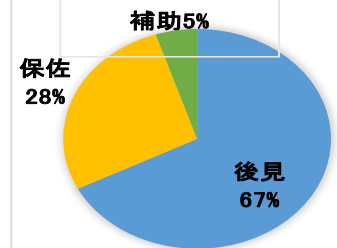
毎月
開催

①市民後見人は、どのような方の後見をしているのですか？

後見類型の認知症高齢者の方についている市民後見人が大半を占めますが精神障がいの方や知的障がいの方の後見人をしている方もいます。

○本人の状況及び類型

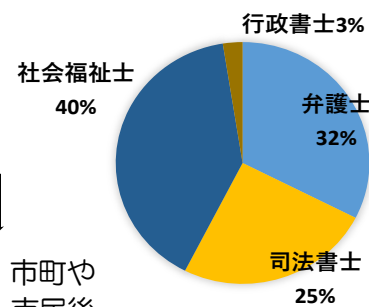
本人の状況	後見	保佐	補助	計(人)
高齢者(認知症)	26	7	1	34
精神障がい者	1	3		4
知的障がい者		1		1
その他			1	1
計	27	11	2	40



②市民後見人は、専門職と複数で活動していると聞きますが、どのような方と活動しているのですか？

市民後見人は、受任時は専門職と複数後見で選任され、活動をスタートしています。現在、単独で活動している2名は一定期間を経て、一人立ちしました。

区分	弁護士	司法書士	社会福祉士	行政書士	計(人)
受任時	13	10	16	1	40

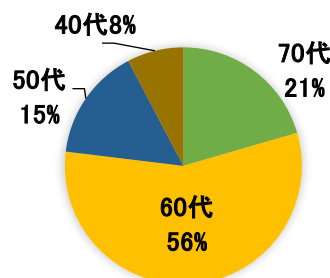


③市民後見人として活動しているのは、どのような方々ですか？

市民後見人として活動を希望する方は、市民後見人養成講座を修了し、市町や当センターの「市民後見人候補者名簿」に登録していただきます。その後、市民後見人がふさわしいとされた事案について、所定の手続きを経て、家庭裁判所から市民後見人として選任され、活動がスタートします。

○性別と年代(受任時)

性別	70代	60代	50代	40代	計(人)
男	4	14	3	—	21
女	4	8	3	4	19
計	8	22	6	4	40



受任時、仕事を持っている方も42.5%(17人)おり、会社勤め、自営業等様々です。また、過去の職歴は、銀行員、郵便局員、ケアマネジャー等、幅広い分野での経験をお持ちの方々です。

○盛岡家庭裁判所との意見交換会を行いました

6月6日(木)に今年度、第1回目の意見交換を行いました。盛岡市にも参加いただきました。当センターからは、昨年度の取組や市民後見人の活動状況についてお伝えしました。お忙しい中、ご対応いただいた裁判所の皆様ありがとうございました。

○盛岡地域市民後見人養成講座、まもなく開講します

今年度の市民後見人養成講座は、7月11日に開講し、9月27日まで全9日間50時間のプログラムで実施予定です。今年度の受講者は、下記のとおり32名、平均年齢は57歳です。仕事を持ちながら受講される方も多く、成年後見制度への関心の高さや社会貢献への意欲の高さが窺われます。受講者の皆さん全員が修了証を手にすることを願っています。※修了証は、50時間中44時間受講した方に交付します。

盛岡市	八幡平市	滝沢市	雫石町	葛巻町	岩手町	紫波町	矢巾町	計
23名	—	5名	—	—	1名	2名	1名	32名

○7月の予定

- 7月11日(木)10:00～市民後見人養成講座開講
- 7月17日(水)13:30～市民後見人情報交換会
- 7月19日(金)13:30～出前講座(岩手県立峰南高等支援学校)
- 7月24日(水)15:00～出前講座(岩手医大付属病院医療相談室)
- 7月25日(木)10:00～市民後見人受任者調整検討会議

養成講座は、概ね週1回の開催で9月末まで続きます。

○成年後見の相談について

当センターでは、制度利用を必要とする方が「利用しやすく、利用してよかった」と実感してもらえるよう、丁寧な相談対応に努めています。また、相談内容によっては、専門的な助言を弁護士から受ける体制も整えています。

- 制度や申立手続きについて詳しく知りたい
- 親族後見人になったが事務処理に不安があるなど、お気軽にご相談ください。

- 相談方法
- ① 電話相談
 - ② 来所相談(具体的な相談は、来所による相談をお勧めします。)
 - ③ 出前相談(自宅や施設等へ出向くことも可能です。)

○相談窓口 平日の午前8時30分から午後5時30分まで

○電話 019-626-6112 FAX 019-656-0612

※相談にお車でいらした場合は、岩手教育会館の駐車場の利用に限り、1時間を限度として駐車券を差し上げます。

来所相談や出前相談をご希望の場合は事前予約をお願いします。

～編集後記～

今年度は、常勤職員3名、非常勤職員11名の体制でスタートしました。

当センターには、「成年後見」というキーワードのもと、実に様々な相談が寄せられます。相談者のお話を伺い、課題を整理しながら、時には、スタッフそれぞれの知恵を借りながら、対応しています。「ここに相談に来てよかった。」と言って帰られる相談者の言葉が何よりの励みです。今年度も初心を忘れず、誠実に相談に向き合っていきたいと思っております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

盛岡広域成年後見センター

〒020-0022

盛岡市大通一丁目1番16号(岩手教育会館2階)

特定非常利活動法人成年後見センターもりおか内

電話 019-626-6112

FAX 019-656-0612

URL <https://www.koukennet.org>

